

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宇佐市

2 構造改革特別区域の名称

ツーリズムのまち宇佐・ハウスワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

宇佐市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢と気候

本市は、大分県の北部に位置し、東西に約 20 k m、南北に 30 k m の距離を持ち、総面積 4 3 9 . 1 2 k m² を有しており、北は瀬戸内海（周防灘）に面し、南は立石山、人見岳など標高 1, 000 m の山岳を境としている。

地形は海浜地域、平野地域、都市的地域、中山間地域、内陸盆地地域、森林地域など多様な地域からなり、市の中央部を二級河川の駅館川が流れ、平野部は大分県一の穀倉地帯をなし、その周囲と中山間部の丘陵地域は西日本有数のぶどう団地となっている。

また、市内の東部と北部を J R 線が走っているほか、国道 10 号線、387 号線、500 号線、宇佐別府道路などの道路が東西南北に走り、東九州自動車道が平成 26 年度完成予定となっており、生活や生産、流通の場として恵まれた地域条件にある。

気候は瀬戸内気候区に属し、年間平均気温は 15℃前後、年間降水量は 1500 m m 前後で全体的に温暖であり、1 年を通じて過ごしやすい地域である。

(2) 人口と世帯

本市の総人口は 6 0, 8 0 9 人（平成 1 7 年国勢調査）で、平野地域や都市的地域ではやや増加しているが、その他の地域では減少が続いている。特に中山間地域や内陸盆地地域では、昭和 3 5 年に比べて半減している。

その一方で世帯数は、平野部や都市的地域で増加し、中山間地域や内陸盆地地域で僅かに減少しており、一世帯あたりの人員は昭和 3 5 年には 4 . 5 7 人であったものが、2 . 6 6 人と減少傾向にある。

また、年少人口や生産年齢人口が減少する一方、老年人口は増加しており、少子高齢化の傾向にある。

(3) 産 業

本市の就業人口は平成17年10月1日現在28,468人で、半数以上の15,715人が第3次産業に従事しており、サービス業従事者がやや増加傾向にあるものの、第2次産業に従事する8,595人、第1次産業の4,073人については年々減少傾向にある。商業は、国・県道に沿ってサービス業、大規模店舗が増加する一方で、以前からの商店街や山間部の商業は衰退を続けている。

工業は、輸送用機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、電気機械器具製造業、金属製品製造業等が主であり、継続して企業誘致を推進しているが、大規模な団地を形成するにはいたっていない。

農業は、平野部を中心に水稻、麦類、野菜類が生産され、内陸盆地地域では、ぶどうや柚子が特産として生産されているが、農家数、作付面積ともに減少している。

(4) 課 題

本市は、大分市から車で30分、北九州市より90分、福岡市より120分という地域性を活かした取組や、関東、関西方面を視野に入れた生産活動を展開すると同時に地産地消の取組や、食の安全への取組など、努力を重ねているところである。しかしながら、地元経済活動は衰退しており、若者を中心として都市部への流出を食止めることができず、周辺部についても、過疎化、高齢化の進行により大変厳しい状況にある。

このような状況下において、内陸盆地地域を中心に田舎であることを逆手にとった、田舎を守る運動が官民一体となって進められている。自然を守り、共存することの大切さを知っていただくことは、世界共通のテーマだと言える。この文化を安定させるためには、より多くのメニューを提供できる環境整備が必要である。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 規制の特例措置を活用

本市の周辺部では、国営駅館川農用地開発事業によるぶどう団地があり、時代のニーズに合わせた品種の植栽を繰り返している。平成13年には、念願のワイナリーが開園され、平成15年には「安心の里」農業特区の認定を受け、新規就農者の受け入れを図った。また、平成9年より官民が一体となってグリーンツーリズムを推進している。このグリーンツーリズムは、農業・観光を含めた産業、福祉、文化、教育、景観保全等を総合的に取込み、都市との交流を通して農村全体の活性化と自立をめざすものであり、そこには、特産品のぶどうを利用した自家製の「ハウスワイン」は欠かせないものである。

(2) 新たな産業の構築と農業の再生

本市におけるグリーンツーリズムは、各農家民宿によって体験や食事の内容がまったく異なるのが特徴となっているが、農業体験、農村体験、食農体験の三つは必ず組み込まれ、多くの方々に「こころの洗濯」として喜ばれている。都市との交流で地域住民の農業に対する意識が変わり、荒れた農地は「安全・安心」の有機野菜の畑や果樹園として甦ると同時に、「もてなし」の中に自家製のワインや特産品のワインが加わることにより、会話も弾み田舎ならではの時が流れることになる。

都市との交流が進むことにより、市の歴史的資源は脚光を浴び、飲食店等商業関係施設も利用客が増加するとともに、新商品の開発やイベントの開催、美化活動等の住民活動も活発となる。

今回申請するハウスワイン特区は衰退が進む本市の中山間地域に活力をもたらす起爆剤となり、新たなツーリズムの構築も望める。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する構造改革特別区域計画の「特定農業者による特定酒類の製造事業、特産酒類の製造事業」は、生産者の顔が見える「安全・安心」なぶどうを使用した自家製ワインであることをセールスポイントとし、知名度を高めることで都市との交流をさらに促進することができる。

これにより、農地の保持拡大、環境整備の促進、新規就農者の発掘、グリーンツーリズムの推進、交流による地域資源を活かしたツーリズムの構築等を図ることにより全市的な地域経済の活性化を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 交流人口の増加

本市は、ツーリズムで有名な別府市や由布市湯布院に接し、観光シーズン以外は通過点となりがちであり、宿泊施設も少ないことから、滞在型観光の取組が容易ではなかった。しかし、ハウスワインという目玉を創出することによって、歴史的文化や自然景観、安全な食への拘りや郷土料理であるスッポン料理等を活かした交流、さらには、農家民宿による「こころの洗濯」を更に推進することが可能となり、相乗効果として旅館やホテルへの宿泊客の増加も見込める。

年 度	平成 1 5 年度	平成 2 0 年度目標	平成 2 5 年度目標
総入込客数	4, 074, 000 名	4, 407, 000 名	5, 010, 000 名
農家民宿利用者	3, 000 名	7, 000 名	10, 000 名
観光人口数	4, 071, 000 名	4, 400, 000 名	5, 000, 000 名

※観光人口数：自然・文化・歴史観光、温泉、買物、イベント来場者

（２）農業の活性化

農家を取り巻く状況は年々厳しくなっており、加えて高齢化や後継者不足から年々農家数の減少が進んでいる。

このため、本市では、新規市場の開拓や新商品の開発、「安全・安心」をテーマに掲げた地産地消の推進に取り組んでいる。また、生産規模の拡大や有機農業の推進、自然環境を利用した栽培等に取り組む、「里の駅」や「道の駅」による直売は固定客を生み出し販売の目玉となっている。しかしながら、このブームも他の直売所の増加により更なる努力と創意工夫が必要となっている。

このような状況を打開するためには、産地化とブランド化に取り組みながら、他にないハウスワインや特産品をPRし、交流人口を増加させることが必要である。これにより生産者の所得向上、意欲の向上、更には生き甲斐づくりを推進し、農業に対する意識改革が進めば、新規就農者の増加が見込まれる。

特定農業者による特定酒類の製造目標

年 度	平成 2 0 年度	平成 2 3 年度	平成 2 6 年度
製造件数	0 件	1 件	3 件
製造数量	0 キロリットル	1 キロリットル	3 キロリットル

特産酒類の製造目標

年 度	平成 2 0 年度	平成 2 3 年度	平成 2 6 年度
製造件数	0 件	1 件	1 件
製造数量	0 キロリットル	2 キロリットル	3 キロリットル

（３）その他関連特産品への波及効果

本市の特産品は、肥沃な宇佐平野の米麦を使用した焼酎、日本酒や麺類、農林水産大臣賞を受賞した「味一ねぎ」、西日本一の生産量を誇る柚子、ひょうたん、郷土料理の「すっぽん料理」、しいたけ、西日本有数の産地であるぶどう、そしてワイン等、特産品は数多くあるが、宿泊を伴う総合的な組合せに欠けている。

本申請による知名度の向上は、交流人口の増加と共に滞在型のツーリズムの発展に強いインパクトを与え、経済効果の向上と生産者の意欲向上を図ることがで

きる。

今回の申請によるハウスインの製造は、多方面にわたって様々な社会的意識改革と経済効果をもたらす可能性を秘めている。

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業 その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) グリーンツーリズムの推進

この事業の主な目的の一つは、田舎を逆手にとった「もてなし」による「こころの洗濯」の推進と、これに伴う農家民宿の増加及び交流人口の増加である。その経済効果は所得の向上に繋がり、このことが市民の意識改革につながると共に、生産者のさらなる食へのこだわりが「安全・安心」な産物を生むことになる。これにより、ますます地産地消の推進が図られ、地域で生産したものを地域で消費し、また、地域に来て消費する、あるいは、年間を通じて地域を訪れ自ら生産し、消費するという構図も描かれ、これが年間を通じたツーリズムの一つとして定着することになる。併せて季節的なツーリズムの推進を図る。

(2) 地域の特色イベントの構築

特産品の生産時期より、他の特産品を組合せ、それに風物詩や文化遺産、自然を取り込んだイベントを四季折々に提供できるよう計画し、あらゆる年代層が一度は訪れたくなるような地域づくりを推進する。

(4) 遊休農地と荒廃園の活用

農村の景観の中で、最もあってはならないものが遊休農地や荒廃園である。これを無くすためには、地域の活力活性化が不可欠であるが、今回の事業を実施して行く中で、遊休地を利用し、交流者と地域が連携した景観保全の推進を図る。

(5) 新規就農者の受入促進

ハウスイン特区事業とグリーンツーリズムの推進は、田舎の良さを実感させ、新たな地域を創造することとなる。

地域の特色を活かした田舎生活の促進で農業の振興を図る。

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の内容

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、飲食店、農家民宿等）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

宇佐市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒の提供を通じて地域の活性化を図る為に果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン、飲食店、農家民宿等を営む農業者が果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原材料として果実酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場産品を生むこととなり、農業及び生産者の活性化、地域の活性化にも繋がる。

このような民間の自発的なハウスワイン製造への取り組みは、農家の所得向上になると共に地元産品の消費拡大へと繋がり、地域経済の活性化が促進される。

このような観点から、当該特例措置の適用が必要であると考える。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者

として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象される。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

(別紙)

1 特定事業の内容

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（ぶどう）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

宇佐市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図る為に果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当市が指定する地域の特産物であるぶどうを原材料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このような民間の自発的なハウスワイン製造への取り組みは、地元特産品の消費拡大へと繋がり、地域経済の活性化が促進される。

このような観点から、当該特例措置の適用が必要であると考ええる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造防止のため、制度内容の広報周知を行うとともに、酒類製造に関する説明会を開催し、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。